

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年1月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から60年6月まで

昭和62年の確定申告時期に、A区役所から、夫の国民年金保険料の前年納付済額の通知がきたが、私の分が無かったので問い合わせた結果、国民年金に加入していないことを知り、A区役所に行き、自分で国民年金の加入手続をした。

その時、国民年金保険料を遡って納めることができることを知り、後日送られてきた納付書に書かれていた金額を夫の預金口座から引き出し、引っ越しをする前に近くの郵便局の窓口で全額を納めたが、年金の記録では、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間について、申立人は、昭和62年3月頃に国民年金の加入手続を行った後に、送られてきた納付書に記載されていた金額を夫の預金口座から引き出して、同年4月に引っ越しをする前に、住居近くの郵便局の窓口で、国民年金保険料を一度に全額納付したとしている。

これについて、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、申立人が、国民年金の加入手続をしたとしている昭和62年3月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち、60年1月から同年6月までの期間については国民年金保険料を納付することが可能な期間である上、申立人のオンライン記録では、同年7月から61年3月までの期間は過年度納付されており、6か月と短期間である当該期間の保険料を納付することができなかった特段の事情は見当たらない。

また、申立人が納付したとしている国民年金保険料額（18万円から19万円）は、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しから遡って納付が可能な期間における保険料の合計額（18万4,740円）とおおむね合致しており、申立人の申立内容に不自然さは見られない。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付したとしている時期に、申立人の夫は、申立人が夫名義の預金口座から20万円程度を引き出して、国民年金保険料を全額納めたと聞いた旨の証言をしている。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和59年4月から同年12月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点において、既に時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、当該時効に係る期間について、申立人は、国民年金保険料の領収証書等を所持していない上、申立人が保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 上記の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年1月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和47年10月19日に訂正し、申立期間の標準報酬月額記録を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月19日から同年11月1日まで
B株式会社からA株式会社に昭和47年10月に異動し、申立期間の保険料も控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所における同僚の一人より提出された申立期間に係る社員旅行の記念写真（撮影日は昭和47年10月28日）において申立人を確認できること、及び当該同僚の証言により、申立人はB株式会社及び関連会社であったA株式会社に継続して勤務し（昭和47年10月19日にB株式会社からA株式会社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和47年11月のオンライン記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録におけるA株式会社の被保険者資格取得日が雇用保険の記録における被保険者資格取得日と同日となっており、社会保険事務所（当時）及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が昭和47年11月1日を被保

険者資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 10 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を45万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年12月28日

有限会社Aから平成21年12月28日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当該賞与に係る記録が無い。当該記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

有限会社Aから提出のあった平成21年12月28日に支給された賞与に係る賞与一覧表から、申立人は、45万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から5年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から5年2月まで

私は、平成5年頃に社会保険庁（現在は、日本年金機構）から国民年金の加入を督促する通知が届いたので、母がA市B区役所において、国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料については、母がC市にあるD郵便局の窓口において、2年間の保険料を一括して遡って納付したはずである。

それにもかかわらず、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年頃に社会保険庁から国民年金の加入を督促する通知が届いたので、その母がA市B区役所において、国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料については、その母がC市にあるD郵便局の窓口において2年間の保険料を一括して遡って納付したはずであるとしているが、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料の納付を行ったとするその母は、加入手続き及び保険料納付に関する記憶が明確でない上、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、平成7年4月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は、時効により保険料を納付することができない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付したとするその母は、平成5年

頃に2年間分の保険料を一括して遡って納付したと申述しているが、申立人のオンライン記録によると、国民年金に加入したと推認される7年4月に、5年3月から7年3月までの保険料を一括して遡って納付していることが確認できることから、申立人は、当該期間の保険料納付と申立期間の保険料納付とを混同している可能性も否定できない。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年8月から58年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月から58年11月まで

私は昭和46年8月に会社を辞め、自由業を営んでいた。国民年金はA区に転居した後、確定申告を行ったところ、各税金や国民健康保険料及び国民年金保険料の納付書が届くようになった。国民年金保険料については3か月ごとにB銀行C支店(当時)か近くの郵便局で納付したはずである。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、会社を退職した後、A区に転居し、確定申告を行ったところ、各税金や国民健康保険料及び国民年金保険料の納付書が届くようになったとしている。しかしながら、申立人の基礎年金番号は厚生年金保険の被保険者手帳記号番号が付番されており、当委員会において、申立人がA区に在住していたとする昭和46年8月から49年3月までの期間について、「国民年金手帳記号番号払出簿」(紙台帳)の閲覧及びオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらないことから、申立期間は未加入期間であると推認され、制度上、申立期間の保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から59年3月までの期間の国民年金保険料及び59年10月から62年3月までの期間の付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年4月から59年3月まで
② 昭和59年10月から62年3月まで

申立期間①及び②について、私は、大学を卒業後は自活しながら、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきた。国民年金の加入手続については、加入時期、加入場所等の記憶は定かではなく、保険料の納付場所も覚えていないが、保険料をずっと納めていた記憶がある。申立期間②について、国民年金保険料を納付しても将来年金はもらえないとマスコミが報道したため保険料を未納とした時期があったが、昭和60年頃にA区に転居した後に、時期は具体的には覚えていないが、A区役所の50代の男性職員が訪ねて来て、2年分の未納の保険料を一括で納付した記憶がある。

また、付加保険料の納付については、保険料額がいくらであったか記憶に無いが、納付書が届いたら納めていたと思うので、付加保険料も含めて納付済みとしてほしい。

申立期間①の国民年金保険料及び②の付加保険料を含む国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、大学を卒業後に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付したとしているが、加入手続をした場所や時期、保険料の納付場所等の記憶は無いとしており、国民年金の加入状況や保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は当該記号番号前後の被保険者

の資格取得時期から、昭和 59 年 6 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間①のうち、56 年 4 月から 57 年 3 月までは時効により保険料を納付することができず、同年 4 月から 59 年 3 月までは遡って保険料を納付することが可能な期間であるが、申立人は遡って保険料を納付した記憶が無いとしており、保険料の納付状況が不明である。

- 2 申立期間②について、申立人は、A 区役所の男性職員に 2 年分の国民年金保険料を一括して納付したとしているが、申立人は一括納付した保険料額及び納付時期等の記憶は無いとしており、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は上述のとおり、2 年分の保険料を一括納付したと申述しているところ、オンライン記録によると、申立期間②の後の昭和 62 年度及び 63 年度の保険料が遡って納付されていることが確認できることから、申立人は、申立期間②の保険料と、納付済みの 62 年度及び 63 年度の保険料とを混同している可能性も否定できない。

さらに、付加保険料については、遡って納付することはできず、申立人は付加保険料の額についても覚えていないとしており、同保険料の納付状況が不明である。

- 3 申立期間①及び②について、当委員会において、オンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人が申立期間①の国民年金保険料及び申立期間②の付加保険料を含む国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間①の国民年金保険料及び申立期間②の付加保険料を含む国民年金保険料について、納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 6 月までの期間及び 40 年 7 月から 45 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 40 年 6 月まで
② 昭和 40 年 7 月から 45 年 3 月まで

申立期間①について、私は昭和 35 年 4 月に結婚し A 市に居住したところ、国民年金の加入手続の時期及び場所については記憶が無く、国民年金保険料額が月 2,000 円から 3,000 円であり、納付場所は A 市役所だったと思う。これ以外の記憶は無いが、確かに国民年金に加入していたはずである。

申立期間②のうち、昭和 40 年 7 月から 43 年 4 月までの期間について、私は第 2 子を出産するため、40 年 4 月頃に実家のある B 市に転居した。私の両親が実家の敷地に家を建ててくれて、長男が小学生になった 43 年 4 月まで B 市に居住していた。当該期間の国民年金保険料は実家の母が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれたはずである。

また、申立期間②のうち、昭和 43 年 5 月から 45 年 3 月までの期間について、長男の小学校入学に伴い、A 市 C 町に家を建て引っ越ししたところ、C 町の町内会は農業を営んでいる人が多く、その町内会では国民年金保険料の集金を行っていて、町内会の役員から同会に加入するように勧められ、集金により国民年金保険料を納付した。

申立期間①及び②を保険料納付済み期間としてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和 35 年 4 月に結婚し A 市に住み、国民年金の加入手続については、その時期及び場所等の記憶は無く、国民年金保険料は月額 2,000 円から 3,000 円であったとしているところ、

申立人の国民年金手帳記号番号（＊）は同年 10 月頃、B 市でその母と連番で払い出されていることが確認できるが、保険料の納付記録は確認できない。

また、申立人の国民年金保険料を納付したとするその母は既に他界しているため証言を得られず、申立人は B 市では保険料の納付に関与していないため保険料の納付状況は不明である。

一方、申立期間①のうち、昭和 36 年 4 月から 40 年 5 月までの期間について、申立人の国民年金手帳記号番号（＊）は当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、同年 6 月頃に A 市で払い出されたと推認されるところ、申立人の国民年金被保険者名簿（A 市）によると、同年 6 月 8 日に第 1 号被保険者資格を取得し、同年 7 月 20 日に同資格を喪失し、45 年 4 月 1 日に同資格を再取得するまで、国民年金の加入手続はされていないことが確認できる。この記録は申立人が所持する国民年金手帳（＊）及び申立人の被保険者台帳（旧台帳）の記録と同じであることから、36 年 4 月から 40 年 5 月までの期間は未加入期間と推認され、制度上、保険料を納付することができない期間である。

申立期間①のうち、昭和 40 年 6 月について、申立人の国民年金手帳記号番号（＊）は上記のとおり、同年 6 月頃に A 市で払い出されたと推認されるが、申立人は同年 4 月には B 市に転居したとしている上、申立期間①に係る国民年金保険料額は月 2,000 円から 3,000 円と申述しているところ、36 年 4 月から 41 年 12 月までの保険料額は月 100 円であり、申立人が納付したとする金額と相違している。また、A 市では 48 年 3 月まで印紙検認方式であったが、申立人は印紙で保険料を納付した記憶は無いとしており、保険料の納付状況が不明である。

- 2 申立期間②のうち、昭和 40 年 7 月から 43 年 4 月までの期間について、申立人は、第 2 子を出産するため、実家の敷地に家を建て 40 年 4 月頃に B 市に転居したとし、当該期間はその母が申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料納付を行ったとしている。しかしながら、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したとするその母は既に他界しているため、証言を得られず、申立人は保険料の納付に関与していないため保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間②のうち、昭和 43 年 5 月から 45 年 3 月までの期間について、申立人は 43 年 5 月に B 市から A 市 C 町に転居したとし、同町には国民年金の集金制度があり、集金人に保険料を納付していたとしている。しかしながら、申立人が名前を挙げた同じ町内会の二人からは、保険料の納付について、具体的な証言が得られず、保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号（＊）は上記１のとおり、昭和 40 年 6 月頃に払い出されたと推認されることから、同年 6 月 8 日に第 1 号被保険者資格を取得し、同年 7 月 20 日に同資格を喪失後は、45 年 4 月 1 日まで同資格を再取得した形跡は見当たらないことから、申立期間②は未加入期間と推認され、制度上、保険料を納付することができない期間である。

3 当委員会において、オンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から45年3月までの期間、46年2月、47年1月及び47年7月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年11月から45年3月まで
② 昭和46年2月
③ 昭和47年1月
④ 昭和47年7月から53年3月まで

昭和47年11月頃、婚姻届の手続をするために、A市(当時)のB支所へ行ったところ、職員から国民年金の加入を勧められ、「今、加入すれば20歳まで遡って加入できる。」と説明されたので、夫とともに加入手続をした。国民年金保険料は、義父(夫の父)が納税組合の役員をしていたので、義父が負担し、納税組合を通じてB支所に納付していたと思う。その後は、3か月ごとに保険料を納付していた。調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和47年11月頃、婚姻届の手続をA市のB支所で行った時、職員から国民年金の加入を勧められ、保険料を納付することで20歳の時点まで遡って加入することができる旨の説明を受け、夫と一緒に国民年金に加入し、加入後の保険料は、納税組合の役員をしていた義父が納付していた。」としている。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者資格取得時期から、昭和54年2月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間①、②、③及び申立期間④のうち、47年7月から51年12月までは時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、52年1月から53年3月までは遡って保険料を納付できる期

間であるが、申立人は義父が納めたとする保険料額に関する記憶が明確ではなく、これらの状況が不明である。

この点について、申立人は、「昭和 54 年 1 月頃、義母の年金受給手続のため、市役所を訪れ、諸手続を行った。その時、自分と夫の年金に関する何らかの手続をしたかもしれない。ただ、過去の保険料をまとめて一括納付した記憶は無く、過去の保険料を月々の保険料に上乗せして納付するようなことを職員と相談したような記憶があるが、その後、どの程度の期間、上乗せした保険料を納付していたのかは記憶が定かではない。」と申述しているところ、オンライン記録によれば、申立人の夫の母（義母）は、54 年 2 月から年金を受給していることが確認できる上、同年 2 月は申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号の払出しの時期と符合することから、この頃に申立人は市役所において夫の分も含めた国民年金の加入手続を行い、53 年度の初月である同年 4 月までの保険料を現年度納付する手続を行ったものと考えられる。

なお、申立人と同時に国民年金に加入していたとする申立人の夫も、国民年金の被保険者資格取得月及び国民年金手帳記号番号の払出推定月が申立人と同月であり、手帳記号番号が申立人のものと連番である上、申立期間は未納となっていることが確認できる。

また、国民年金被保険者名簿によれば、申立人及びその夫は、昭和 53 年 3 月以前の期間において、国民年金保険料を納付した記録が確認できない上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人の厚生年金保険の記録（3 か所）が平成 21 年 10 月に国民年金の未納期間に追加処理されたことで申立期間が 4 か所となっているが、これらを合計すると 76 か月間と長期間である上、申立期間の国民年金保険料を負担したとする義父は既に他界しており、申立人の居住地に存在したとされる納税組合も解散していることから、申立期間当時の保険料額や保険料の集金方法等について確認することができない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和44年1月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年1月から49年3月まで
父親から、「将来のために、年金は必要だ。」と言われていたので、20歳になった時に、国民年金に加入した。大学在学中は父親が国民年金保険料を負担し、大学卒業後は自分で保険料を納付してきたので、申立期間の記録が無いことに納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「国民年金の加入手続を、どこで、どのように行ったのかは正確に記憶していないが、大学生だった20歳になった時に加入した。保険料は、学生時代は父親が負担していたが、卒業後は自分自身で納付した。保険料を納付した際、年金手帳より大きめの領収証を受け取り、手帳に貼付した。」と申述している。

しかしながら、申立人は、申立期間の国民年金保険料額について記憶していない上、「当時は、手帳への検印ではなく、保険料納付によって領収証が発行された。領収証は手帳に貼付していたが、手帳からはみ出るようなサイズだった。」と申述しているところ、申立期間における申立人の住所地であったA市は、「昭和46年までは、保険料の納付は、印紙による検認方式だった。」と回答している上、B市も、「昭和48年3月までは、保険料納付の際、領収印を年金手帳に押印しており、同年4月以降から納付書方式となって領収証が発行されるようになった。」と回答していることから、申立人が保険料を納付したとする時期は、昭和48年4月よりも後のことと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者

資格の取得時期から、昭和 49 年 4 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち、44 年 1 月から 46 年 12 月までは、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、47 年 1 月から 49 年 3 月までは遡って保険料を納付することができる期間であるが、申立人は、「国民年金保険料は、月々（又は 3 か月ごと）に納めており、遡ってまとめて納めたことはない。」と申述していることから、当該期間の保険料の納付状況は不明である。

さらに、国民年金被保険者名簿によれば、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付した記録が確認できない上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 4969 (事案 2887 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年2月から46年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年2月から46年12月まで
申立期間の国民年金保険料は、口座振替の手続をした後に一括して納付した記憶があるので、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、昭和47年2月から同年3月頃と推定され、申立人の主張どおりであれば、申立期間は特例納付によって納付することとなるが、A区に係る特例納付者リストに申立人の納付記録は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成22年3月10日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて、申立人から国民年金保険料納付を示す新たな資料の提出は無いが、申立人の記憶する事情を含め、改めて調査を行った。

しかしながら、申立人は申立期間に係る国民年金保険料を一括で納付したとしているものの、保険料の納付時期、納付方法、納付場所及び納付額の記憶が明確ではなく納付状況が不明であり、当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も見当たらず、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、ほかに納付の事実をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

そのほかに、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年1月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年1月から62年3月まで
20歳となった昭和60年*月に、A市役所B支所で国民年金の加入手続を行ってから、国民年金保険料は毎月父に納付してきてもらっていたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳となった昭和60年*月に、A市役所B支所で国民年金の加入手続を行ったとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、62年6月頃に払い出されたと推認される上、オンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認される昭和62年6月の時点では、申立期間のうち60年1月から同年4月までは時効により国民年金保険料を納付することはできない期間である上、同年5月から62年3月までは遡って保険料を納付することができる期間となるが、申立人には遡って納付した記憶は無く、毎月の保険料を父に納付してもらっていたとしており、申立人の申述は当時の保険料納付の取扱いと符合しない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付したとしている父から供述を得られないことから、申立期間の保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 10 月 1 日から 62 年 9 月 30 日まで
厚生年金保険の記録では、株式会社Aに勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が 32 万円となっているが、当時の給与額から 40 万円のはずである。調査して、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額は 40 万円のはずであると主張している。

しかしながら、株式会社Aの元事業主は、「申立期間に係る保険料控除や給与支払額を確認できる資料は、会社も倒産しており、残っていない。当時の経理事務担当者も亡くなっており、申立期間について、給与額に見合った届出を社会保険事務所（当時）に行い、届け出た標準報酬月額に見合った保険料を控除していたかは不明である。」と供述しており、申立期間に係る申立人の厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

また、申立期間に申立事業所において厚生年金保険の被保険者であった者のうち、連絡先の判明した同僚 6 人に問い合わせを行い、回答があった 4 人は「当時の営業の給与は固定給プラス歩合制だったが、当時の経理事務担当者である経理部長は亡くなっており、内容等については分からない。」としている上、当該同僚のうち 2 人が、「営業は歩合制のため、給料の変動も激しかったと思うが、当時の状況等は覚えていない。」と供述しており、申立期間当時の状況について、具体的な回答は得られない。

さらに、申立人が主張する厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等はなく、このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月 21 日から同年 5 月 1 日まで
昭和 62 年 2 月 21 日に株式会社A (以下「B社」という。)に入社し、63 年 12 月 28 日に退職するまで勤務地はC所のまま、一時、同社の関係会社である株式会社D (以下「E社」という。)に移籍したが、E社在籍期間のうち、同年 4 月 21 日から同年 5 月 1 日までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。この期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、E社に在籍していたと主張している。

しかしながら、申立期間にB社又はE社において厚生年金保険の被保険者であった同僚 33 人に問い合わせ、回答のあった8人のうち、申立人を知っていると回答した3人及び申立人が記憶する同僚の供述では、申立人の申立期間におけるE社での勤務(在籍)は明確にならなかった。

また、申立人の雇用保険の記録は、昭和 63 年 4 月 20 日にB社を離職し、同年 5 月 1 日にE社で取得と記録されており、厚生年金保険の加入記録と符合している。

さらに、上記の問合せに回答のあった8人の同僚及び申立人が記憶する同僚からは、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入の取扱い及び保険料の控除について具体的な供述を得られない上、B社及びE社は既に解散しており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の両社における厚生年金保険の被保険者資格取得、喪失の届出及び保険料の控除について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間について、厚生年金保険料を給与から控除

されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 7021

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年6月1日から3年2月28日まで
A株式会社における厚生年金保険の標準報酬月額が、平成2年6月1日から3年2月28日までの期間においては19万円の記録になっているが、同社が倒産する同年3月まで標準報酬月額は53万円から下がったことはなかった。申立期間の標準報酬月額の記録を53万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成3年2月28日より後の同年4月8日付けで、2年6月から3年1月までの期間の標準報酬月額について、遡って減額処理が行われていることが確認できる。

しかしながら、当該事業所に係る商業登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時、同事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、当該事業所の社会保険等業務を受託していた社会保険労務士が提出した、平成3年2月28日付けの適用事業所全喪届出書及び被保険者資格喪失確認通知書には、事業主としての申立人の氏名及び事業所印が確認できるにもかかわらず、当該被保険者資格喪失確認通知書において申立人の標準報酬月額のみが未記入となっている。

この被保険者資格喪失確認通知書は、適用事業所全喪届出書とともに社会保険事務所（当時）に提出された被保険者資格喪失届出書と複写で作成されたものと考えられるところ、当該通知書には社会保険事務所の確認印が押されていることから、申立人の標準報酬月額が未記入となっているにもかかわらず、被保険者資格喪失届出書が社会保険事務所に提出され、受

理されたものと考えられるが、社会保険労務士が、全喪時において、申立人である代表取締役の了解を得ず、このような形で被保険者資格喪失届出書を提出したとは考え難い。

この経緯について、申立人に照会したところ、社会保険関係事務は社会保険労務士に任せており、社会保険事務所に提出した全喪届出書の内容については分からないとしているが、上記社会保険労務士は、申立人の標準報酬月額が記載されていない被保険者資格喪失届出書を提出することについて申立人は了解していたと思う旨の供述をしており、申立人は、標準報酬月額が未記入となっている被保険者資格喪失届出書を社会保険事務所に提出することによって、自己の標準報酬月額が減額訂正されることを了承していなかったとは考え難い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、A株式会社の代表取締役として、上記の減額訂正処理について無効を主張することは信義則上許されず、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録訂正を認めることはできない。